

パーキングメーター(チケット)に代わる交通規制の実証実験を行います

パーキングメーター



規制標識

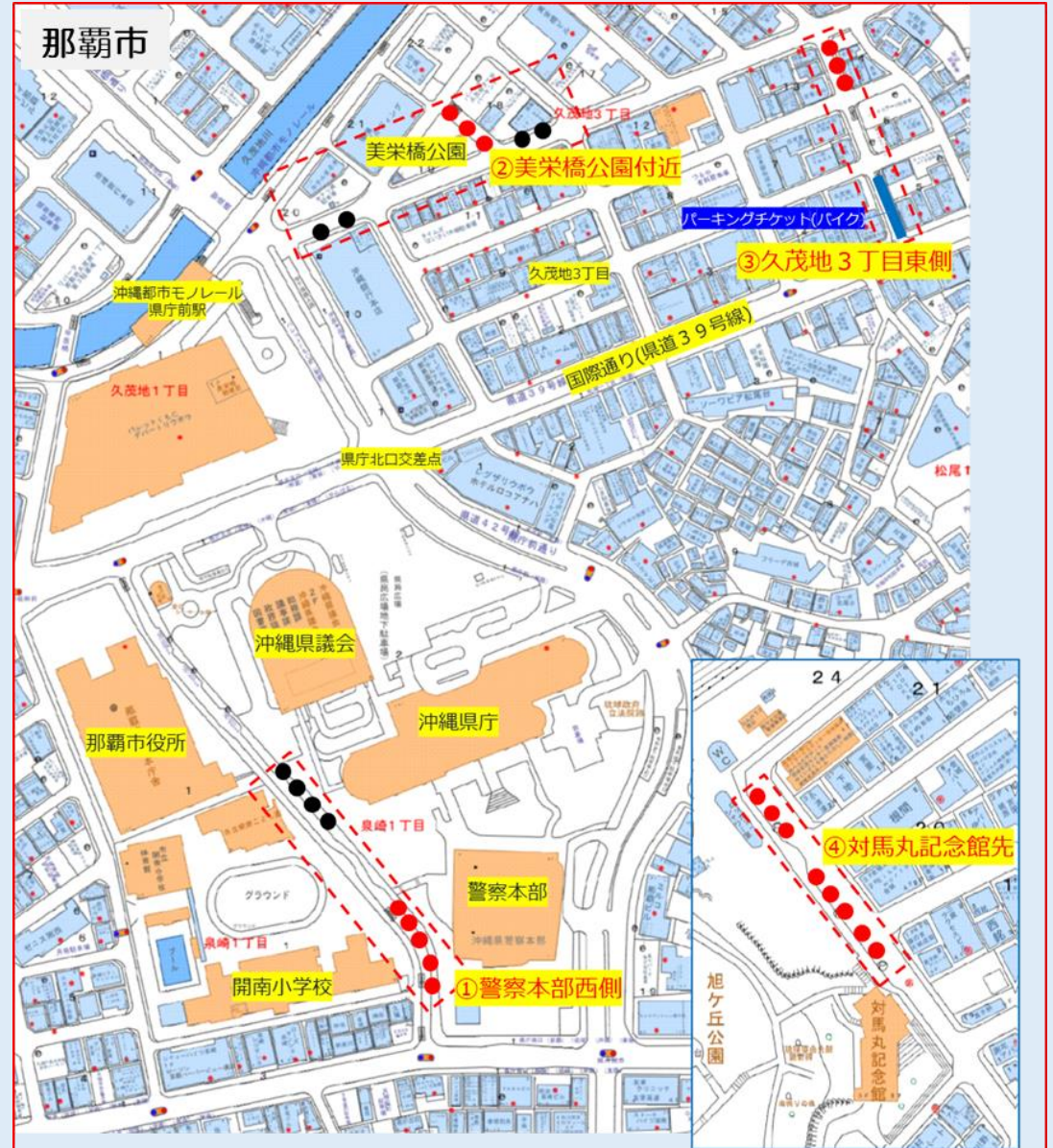


集配貨物事業者配慮した駐車規制



イメージ図

- 1 実証実験期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(1年間)
- 2 実証実験区間
県下全域のパーキングメーター(チケット)設置区間
- 3 実証実験等の理由
社会情勢の変化に伴う設置の必要性を検討するため
- 4 実証実験の方法
パーキングメーター(チケット)の運用を一時休止し、一部で「**駐車禁止(貨物集配中の貨物車を除く)**」の交通規制を実施します。
- 5 備考
道路改良等の予定8箇所(●)は、運用を停止(撤去)します。



本件に関するお問い合わせ
警察本部交通部交通規制課
☎098-862-0110(内線5172)